

柔道事故と頭部外傷 —学校管理下の死亡事例 110 件からのフィードバック—

内田 良

学校教育講座

Judo Accident and Head Injury : Feedback from 110 Deaths in the School

Ryo UCHIDA

Department of School Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

要 約

死亡事故を防ぐには、まずもって死亡事故の研究が不可欠である。本研究の目的は、学校管理下における柔道の死亡事故に関して、その実態を明らかにし、事故防止の留意点を引き出すことである。

事故実態の分析からは、主に次の知見が得られた。第一に、柔道は死亡件数が多いだけでなく、死亡確率も高い。第二に、死亡事例の多くは初心者で発生している。第三に、柔道固有の動作から死に至るケースが多く、とくに頭部外傷による死亡が目立つ。

2010 年は、柔道事故防止の元年となった。しかし学校現場においては、柔道事故に対する危機意識はほとんど共有されていないのが現状である。中学校での武道必修化が目前に迫っているだけに、頭部外傷に関する医学的知見をはじめとして、事故防止の知識や方法が早急に学校現場に伝えられなければならない。

Keywords : 学校安全、学校事故、柔道、武道必修化、頭部外傷

1 課題の設定

1.1 本研究の目的

死亡事故を防ぐには、まずもって死亡事故の研究が不可欠である。

本研究の目的は、学校管理下における柔道事故とくに死亡事例に注目して、その実態を明らかにすることである。柔道は死亡件数が多いだけでなく、死亡確率も高い。そして死亡事例の多くが、柔道固有の動作—投げ技などによる頭部外傷—に起因している。死亡事故の特徴をつかむことができれば、自ずと事故防止の留意点も浮かびあがってくるであろう。死亡事故の研究は、死亡事故防止の第一歩である。

柔道事故の実態についてはすでに拙稿「柔道事故—武道の必修化は何をもたらすのか」(内田 2010a)で、個々の死亡事例の概要等について報告をした。本研究では、そこからさらに一歩進んで、いくつかのカテゴリ別に件数や割合を調べて、柔道事故の特質を描き出し、事故防止の糸口を見いだしていく。とくに本研究で注視したいのは、頭部外傷(頭部に外力が作用した

ために生じる損傷の総称)による死亡事故である。柔道の死亡事故の多くに、頭部外傷が関係している。医療の分野では、ここ十年で脳震盪の研究が進み、頭部外傷への関心もいっそう高まってきているだけに、医療の知見も取り入れつつ事故防止を考えていくことが肝要である。

今日、「学校安全」の関心は、不審者を想定した「防犯」と大地震を想定した「防災」に向けられている(内田 2010b)。いっぽう、柔道事故はその死亡事例の多さにもかかわらず、長らく放置されてきた。学校のなかに「危険」は無数にある。いっぽう、危険を防止するための「資源」には限りがある。「危険は無数、資源は有限」であるならば、無数の危険のなかからある特定の危険を選び出し、そこに限りある資源を投入するという方法をとらざるをえない。柔道事故はそうした前提のもとに選び出されたものである。本研究が目指すのは、エビデンス・ベースト(原田 2003、津富 2000)による学校安全施策である。施策の立案は、実証的なデータに基づいてこそ進められるべきであり、それこそが、より確実に効率的な安全確保を導くこと

になるはずである。

以下、まずは柔道事故に関連する近年の動き（事故対策や武道必修化）を振り返る。第2節では学校管理下の部活動における死亡事故の発生確率を比較し、柔道が突出して高い値にあることを示す。第3節では柔道の死亡事故に限定して、そのカテゴリ別の件数や割合を調べ、知見として頭部外傷への注意を喚起する。

1. 2 柔道事故防止元年

2010年は、柔道事故防止の元年となった。元年を象徴するもっとも大きな動きは、3月の「全国柔道事故被害者の会」の設立である。会は、柔道事故の被害者およびその家族を中心に構成され、「柔道事故に遭われた方への支援と、柔道事故の被害者を二度と出さない」（全国柔道事故被害者の会 2010）ことを目的として活動を展開している。会の設立と同時に公式のウェブサイトが立ち上げられ、そこでは柔道事故に関するさまざまな情報やメッセージが発信されている。そのなかには、被害者の会が独自に収集したり分析したりしたものもあり、事故の実態や防止に関する最新の知見が盛り込まれている。

会では、第1回目のシンポジウムを2010年6月に東京で、第2回目を9月に松本市で開催し、そこには被害者だけでなく柔道界や法曹界、医療界など各界から多くの専門家や識者が集い、またマスコミ関係者も多く取材に駆けつけた。被害者の会の活動は新聞各紙や雑誌でもたびたびとりあげられ、そこで発せられる情報は、柔道の関係者・関係機関を少しずつ動かし始めている。

個々の被害者家族の訴訟もまた社会的関心をよんでいる。福島県須賀川市立の中学校で2003年10月に1年生の女子生徒が意識不明となった事案では2009年4月に民事裁判での被害者側勝訴が確定した。神戸市立の中学校で2005年8月に1年生の男子生徒が死亡した事案では2010年5月に民事裁判での被害者勝訴が確定した。さらに埼玉県立の高校で2002年7月に1年生の女子生徒が意識不明となった事案では2010年12月に民事裁判での被害者側勝訴が確定した。その他、横浜市立の中学校で2004年12月に3年生の男子生徒が重度障害を負った事案、大阪府の私立高校で2007年7月に1年生の男子生徒が重度障害を負った事案などが、2010年10月時点で民事裁判の最中にある。

こうした訴訟は、そもそも子どもが重度障害や死亡に至ったからこそ起きているということを忘れてはならない。重大事案が起きなければ、訴訟もなく、事故防止を求める声もこれほどまでには大きくならなかったであろう。長年にわたって、重大な事案が不幸にも積み重ねられてきた。それゆえに、事故防止を願う声がかように拡大してきているのである。

2010年は、被害者側だけでなく、その動きに応じるようなかたちで柔道の関係機関も大きく動いた。財団法人全日本柔道連盟（全柔連）は、5月に専門委員会の「医科学委員会」に脳神経外科医を加えて頭部外傷——これは後述するように死亡に直結する外傷である——の対策を強化し、6月には「安全指導プロジェクト特別委員会」を発足させた。また2006年初版・2009年改訂の冊子「柔道の安全指導」をさらに改訂する予定も発表された。そして、全柔連を所管する文部科学省（文科省）もまた、「柔道に係る事故が続いて発生」していることを受けて、2010年7月に「学校等の柔道における安全指導について（依頼）」と題する通知を関係機関に発出している。通知では全柔連の「柔道の安全指導」を参考にして、事故の防止に努めるよう要請がなされている¹。

1. 3 武道必修化をどうとらえるのか

全柔連や文科省が2010年になって、柔道事故防止の動きを加速させたこと背景、あるいは日本全体で急速に柔道事故への関心が高まってきたこと背景には、2012年度から中学1・2年生の保健体育科で完全実施となる「武道必修化」に対する危機感がある。中学校の体育ではこれまで「武道」（柔道、剣道、相撲）は、他の領域との選択に位置づけられていた。それが、学習指導要領の改訂にともなって必修とされたのである。必修化以降は、女子を含めてすべての生徒が武道を経験することになる。指導する体育教師の多くが、柔道の安全指導に長けているわけではないなかで、柔道未経験の生徒が一気に柔道に参入してくることを考えると、事故の対策が焦燥の課題となってくるのである。

武道必修化は、教育基本法改正（2006年12月公布・施行）の流れのなかに位置づけられる。2008年2月に新しい学習指導要領の案が発表された際に、それに合わせて、関係資料「教育基本法の改正に対応した学習指導要領案の主な改訂点」（文部科学省 2008a）が提示された。そこでは、教育基本法の第1章第2条第5号「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に関連する事項として、「武道を必修化【保健体育】」することが掲げられている。

武道必修化は、導入の過程でその意義がことさら強調されてきた。もちろん、危険性に関する言及がなかったわけではない。新学習指導要領解説の保健体育編には、「すべての生徒に履修させることとなる『武道』と『ダンス』については、これまで以上に安全の確保に留意するとともに、必要な条件整備に努めるなどの取組が必要である」（文部科学省 2008b: 4）との文言が記載されている。しかし、それは「武道」や「ダン

ス」に関するもので、とくに柔道という競技に特化されているわけではない。また、そうした安全対策を喚起する記述は、他の領域にも同様にみられる。

ところで、武道の「意義」については、教育界において多くの批判的意見が提示された。それは、主に教育基本法の改正に関連づけられる、愛国心を基調とする保守的あるいは復古的思想に対して向けられていた。こうした価値を争う議論は、もちろん重要である。しかし教育界はそうした価値の闘争に腐心するいっぽうで、学校管理下の柔道で具体的にいったい何が起きてきたのかということにはあまりに関心であった。

武道の意義を説くことや武道の意義をめぐって言い争うことは、いずれも柔道事故の実態への関心を遠ざけてしまう。武道必修化において語らなければならないのは、エビデンスにもとづいた事故の実態でありその防止策である。そこで以下、柔道事故の実態を、いくつかの数字を用いて明らかにしていこう。

2 柔道の死亡確率

2.1 死亡確率

まず本節では、1999～2008年度までの10年間に起きた、主たる部活動における死亡事故の発生件数と発生確率を調べてみたい。

分析の対象を部活動に限定し、さらに10年にまで期間を絞った理由は、次のとおりである。第一に、部活動については確率計算に必要な分母（部活動の参加生徒数）について、信頼性の高いデータが入手できるからである。データは関連する連盟が全国一斉に調査し把握したものである。ただし、参加生徒数のデータは過去に遡って収集することに限界があるため、精度を高めるためにはここ10年間の分析が妥当であると判断した。第二に、部活動だけで確率を比較するとき、各部活動の活動時間はほぼ同じであると仮定することができるため、時間数の多少の問題を考慮しなくて済むからである。

図表1が、主たる部活動における死亡事故の発生件数と発生確率である（図表はすべて後段に一括掲載した）。事例は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが毎年発行している『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』の平成13年版から平成21年版より拾い出した²。そして図表2は、図表1で算出した死亡確率だけを、グラフ化したものである。図表1・2からは、中学校では柔道が1.883人と突出して高いことがわかる。その次に高いバスケットボールの0.287人と比較しても6.6倍の高さである。高校でも柔道はラグビーとともに、高い死亡確率を示している。柔道の2.807人は、次に続く剣道の1.010人と比べて2.8倍の高さである。

死亡確率に注目することの利点は、各部活動そのも

のがもっている危険性がわかるところにある。死亡件数が比較的多くても、その部活動に参加する生徒数自体が多ければ、死亡確率は低くなる。その部活動は、けっして競技そのものに危険性があるわけではないと結論される。逆に参加生徒数が少なければ、死亡確率は高くなり、競技そのものが高い危険性をもっていると結論される。

具体的にみると、死亡件数は、たとえば中学校のバスケットボールと柔道はともに10人である。しかし死亡確率では、柔道はバスケットボールの6.6倍となる。参加生徒数を考慮した確率計算からは、柔道は死亡に至る可能性が相対的にきわめて高いことがわかる。その結果を踏まえるならば、だからこそ柔道については、中学校段階ではバスケットボールの6.6倍の、安全面における配慮・対策が必要ということになる。

2.2 死亡件数と死亡確率の四象限

死亡確率については、現時点では過去10年分の算出が限度であるが、死亡件数についてはさらに過去にまでさかのぼることができる。『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』は、昭和60年版から刊行されている³。そこで、昭和60年版（事故発生は1983年度）から平成21年版（事故発生は2008年度）までの事例をもとに、各部活動の死亡件数を数えあげ、過去10年分の死亡確率と合わせて数値を図表3に示し、さらに視覚的に把握するためにその分布図を図表4に示した。

分布図は、横軸が死亡件数（1983～2008年度発生事例）、縦軸が死亡確率（1999～2008年度発生事例）である。4つの象限のうち、右上の第一象限は死亡件数と死亡確率が相対的にともに大きい領域であり、第二象限は死亡件数が少なく死亡確率が高い領域、第三象限は件数と確率がともに小さい領域、第四象限は件数が多く確率が低い領域である。

どの部活動においても怪我は起きるし、ときに死亡事故が起きることもある。その意味ではあらゆる部活動が危険であるといえる。いっぽう、その危険を防止するために投入できる資源には限りがある。「危険は無限、資源は有限」であるからこそ、たとえば死亡件数や死亡確率のような指標を用いて、資源投入の優先順位が検討されなければならない。具体的なエビデンスは、効率的に事故防止を達成していくための重要な手がかりなのである。

まず真っ先に事故防止対策がとられるべきは、いうまでもなく、死亡件数も死亡確率も大きい値を示している、第一象限の部活動である。そこに位置づいているのは、柔道とラグビーである。資源に限りがあるなかで、より多くの命を救おうと考えるならば、まずは柔道やラグビーの事故に注目すべきといえる。

3 死亡事例からのフィードバック

3.1 死亡事例 110 件の内訳

本節では、各部活動の比較ではなく、柔道事故そのものの実態に迫っていく。この作業によって柔道事故の特徴が明らかとなり、事故防止の留意点の一端がみえてくるはずである。

『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』の昭和 60 年版（事故発生は 1983 年度）から平成 21 年版（事故発生は 2008 年度）までの記載事例と、2009 年度以降の新聞等の報道記事を合わせて、学校管理下の部活動や体育における柔道の死亡事故事例を数えあげると、柔道による死亡事故件数は、1983～2010 年 10 月までで合計 114 件（年平均で約 4 件）にのぼる。現時点では 2010 年度はまだ途中であるため、1983～2009 年度までの 27 年間 110 件の死亡事例について、以下簡単な分析をくわえていく。

図表 5 は、学年別の件数を比較したものである。中学校全体のうち 1 年生が 54.1% (20 件) で多数を占め、同様に高校においても 1 年生が 64.4% (47 件) と高い値が出ている。中学校・高校いずれにおいてもとくに初心者の中から死亡事故が多発していることに留意しなければならない⁴。

図表 6 は、時間帯別（部活動／体育／その他）の割合で、部活動の割合が高く出ている。これは年間をとおして、体育よりも部活動のほうが、練習が厳しい、あるいは圧倒的に活動時間が長いためであると考えられる。部活動に着目すべきはもちろんのことであるが、体育でも死亡事故が起きているということを軽視してはならない。

図表 7 は、男女別の割合である。圧倒的に男子が死亡事故に遭っている。武道必修化では、多くの女子生徒が武道に参加するようになる。多数の女子が柔道を経験することが予想されるため、今後は女子生徒に対しても注意が必要である。

3.2 頭部外傷の危険

柔道事故（の防止）を考えるうえでもっとも重要なことは、柔道固有の動作にともなって死亡事故が起きているという点である。図表 8 は、死亡に至る経緯（柔道固有／運動全般／その他）をあらわしている。「柔道固有」というのは柔道固有の動作に起因する死亡、「運動全般」というのは運動全般に共通する死因（突然死、熱中症等）を指している。

「柔道固有」は、中学校で全体の 81.1% (30 件)、高校では全体の 63.0% (46 件) と、いずれも多数を占めている。柔道の死亡事故は、柔道固有の動作に関連して発生している。さらに「柔道固有」の内訳をみると、中学校の 30 件のうち、投げ技・受身の衝撃によって頭部外傷（急性硬膜下血腫など）が生じて

死に至ったケースが 28 件、その他（寝技で窒息死、投げ技・受身で臓器損傷など）が 2 件、高校では 46 件のうち、前者が 43 件、後者が 3 件である。「柔道固有」とは、そのほとんどが、頭部外傷によるものであるということがわかる。なお、どの投げ技がもっとも危険であるかについては、『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』の事例概要には具体的な投げ技の名称が記載されているものが数少なく、また複数の技や動作の過程で死に至っている場合があるため、明確な件数や確率を用いてそれを示すことは、容易ではない。参考までに指摘するならば、頭部外傷の死亡事例 71 件（中学校 28 件、高校 43 件）のなかで、大外刈りが関係しているものが計 14 件、背負い投げが計 10 件あり、この 2 つの技が目立って多い。とくに大外刈りは、相手を後ろ側に倒すため、相手は後頭部を損傷する可能性があり、十分な注意が必要な技である。

運動をするからには、そこにはつねに突然死といった、運動に共通して起きる死亡がある。柔道以外の部活動（ただしラグビーを除く）では、運動全般に共通する死亡事例はあるものの、その運動に固有の死亡事例（たとえば、バスケットボールであればコートの中かでぶつかったり、ボールが頭を直撃したりして死亡する）があまりない。いっぽう柔道には、それ固有の死亡事例が多くある。投げ技という柔道固有の動作によって頭部外傷を受け、死に至るケースが多発しているのである。

そこで頭部外傷の数字について、もう一步踏み込んでみよう。

図表 9 は、初心者（中学 1 年生、高校 1 年生）と頭部外傷との関係を示している。「頭部外傷」と「頭部外傷以外」（「窒息等」「運動全般」「その他・不明」の合計）それぞれにおける学年別の件数と割合を算出してみると、中学校も高校も同様に、「頭部外傷」のほうが「頭部外傷以外」よりも、1 年生の件数・割合が高くなっていることがわかる。高校では、その差は 30 ポイントある。投げ技による「頭部外傷」の死亡は、他の死因と比較してとくに初心者で多く起きている。

柔道という競技では、急性硬膜下血腫をはじめとする頭部外傷について、とりわけ初心者のそれについて、格段の注意が払われるべきである（もちろん、それ以外のケースを無視してよいということではない）。武道必修化では、女子生徒を含めて初心者が次つぎと柔道に参入してくる。初心者に対する投げ技と受身の安全指導が、徹底されなければならない。

3.3 頭部外傷防止の留意点

投げ技等の「柔道固有の動作」によって頭部外傷を受け、死に至る。事故防止のためには、頭部外傷に関する医学的知見が学校現場に伝えられる必要がある。

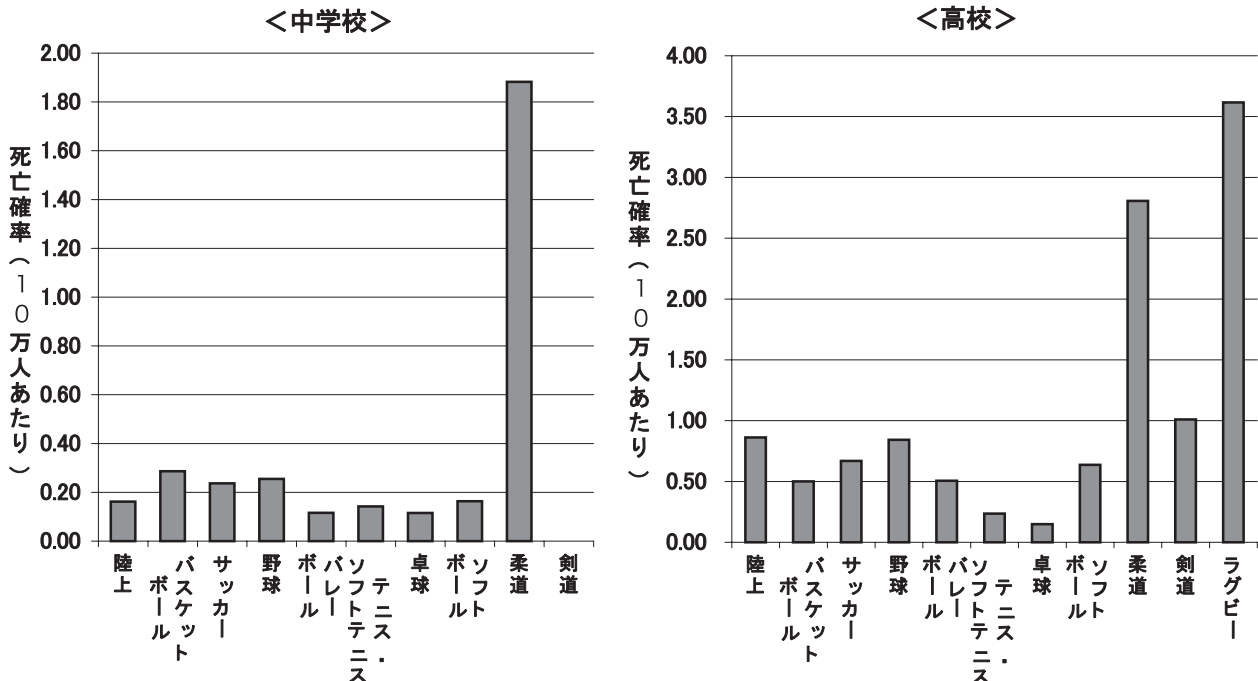
図表 1 部活動における死亡事故の発生件数と発生確率（1999 - 2008 の 10 年間）

部活動	中学校			高校		
	a : 死亡生徒数	b : 部活動参加生徒数 (のべ人数)	c : 死亡確率 (10 万人あたりの死亡生徒数)	a : 死亡生徒数	b : 部活動参加生徒数 (のべ人数)	c : 死亡確率 (10 万人あたりの死亡生徒数)
陸上	3	1,853,690	0.162	8	928,600	0.862
バスケットボール	10	3,487,530	0.287	8	1,596,330	0.501
サッカー	5	2,113,910	0.237	10	1,495,910	0.668
野球	8	3,135,200	0.255	13	1,541,750	0.843
バレーボール	3	2,591,970	0.116	6	1,185,030	0.506
テニス・ソフトテニス	6	4,220,370	0.142	5	2,120,500	0.236
卓球	3	2,596,210	0.116	1	670,620	0.149
ソフトボール	1	612,350	0.163	2	314,020	0.637
柔道	10	531,170	1.883	10	356,280	2.807
剣道	0	1,225,260	0.000	6	593,820	1.010
ラグビー				11	304,190	3.616

a : 1999 - 2008 年度の 10 年間の死亡生徒数。

b : 「日本中学校体育連盟」ウェブサイトから、2002 年度以降の生徒数の情報を得ることができる。また、「全国高等学校体育連盟」ウェブサイトからは、2003 年度以降の生徒数の情報を得ることができる。ただし、高校の野球部のみは「日本高等学校野球連盟」ウェブサイトには生徒数が記載されているため、その情報を利用した。中高ともに便宜的に 2003 年度の生徒数を基準とし、その値を 10 倍して、10 年分ののべ生徒数とした。

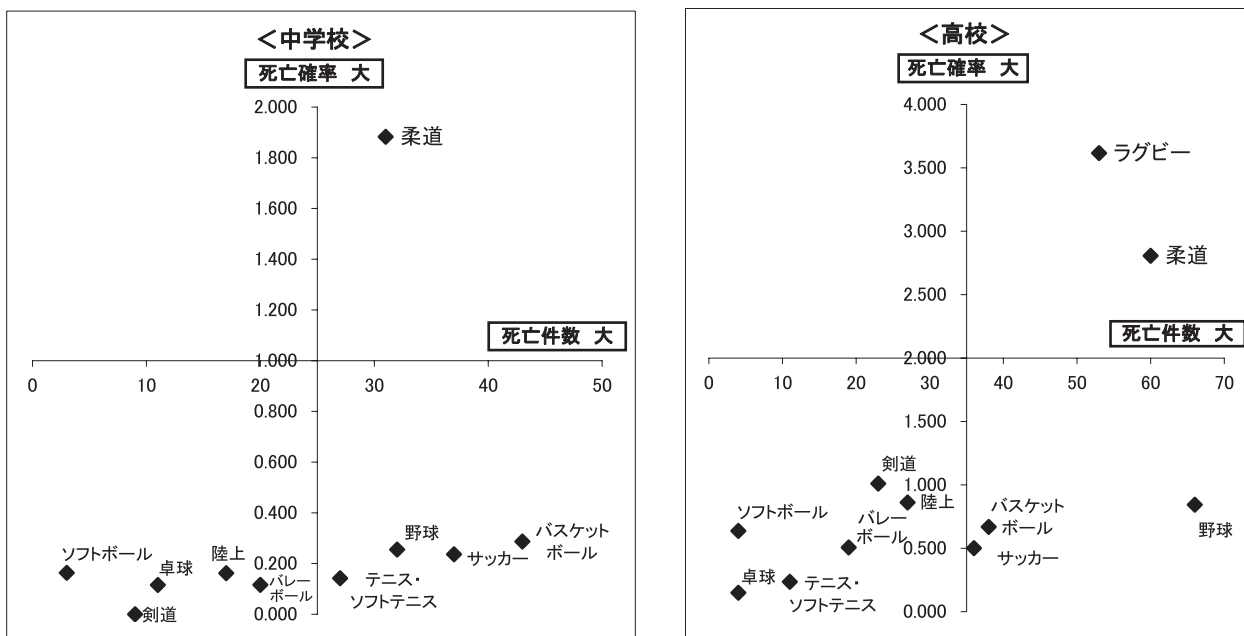
c : a を b で除した値に 100,000 を掛けて、死亡確率（10 万人あたりの死亡生徒数）を算出した。



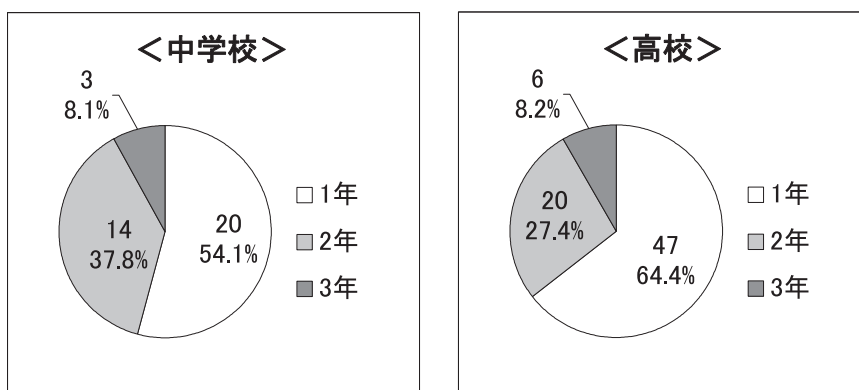
図表 2 死亡確率（1999 - 2008 の 10 年間）のグラフ

図表3 部活動における死亡事故の発生件数（1983 - 2008）と発生確率（1999 - 2008）

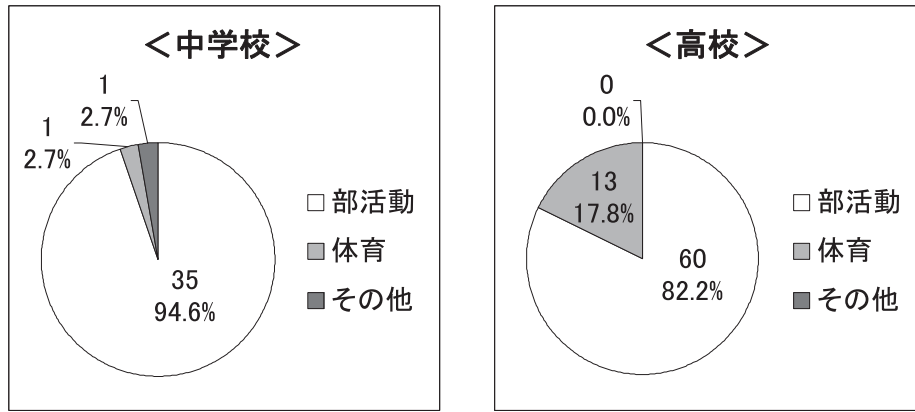
	中学校		高校	
	死亡件数 1983-2008	死亡確率 1999-2008	死亡件数 1983-2008	死亡確率 1999-2008
陸上	17	0.162	27	0.862
バスケットボール	43	0.287	36	0.501
サッカー	37	0.237	38	0.668
野球	32	0.255	66	0.843
バレーボール	20	0.116	19	0.506
テニス・ソフトテニス	27	0.142	11	0.236
卓球	11	0.116	4	0.149
ソフトボール	3	0.163	4	0.637
柔道	31	1.883	60	2.807
剣道	9	0.000	23	1.010
ラグビー			53	3.616



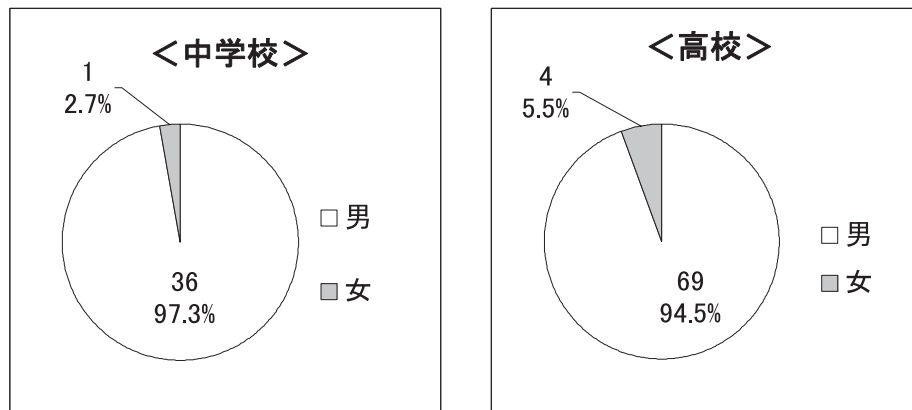
図表4 部活動における死亡事故の発生件数（1983 - 2008）と発生確率（1999 - 2008）の分布図



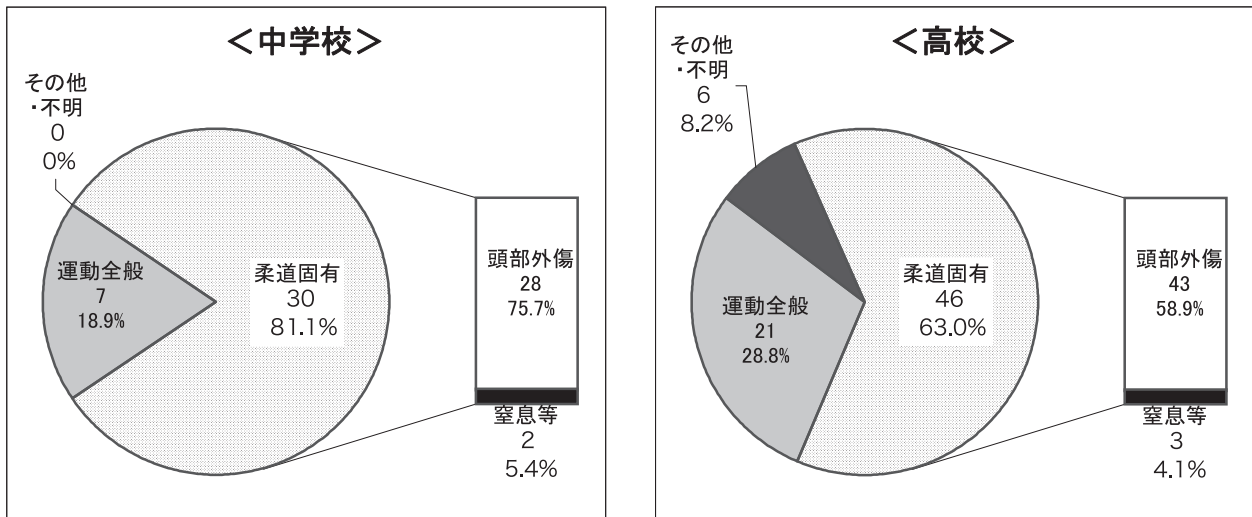
図表5 柔道における死亡事故110件の学年別内訳（1983 - 2009）



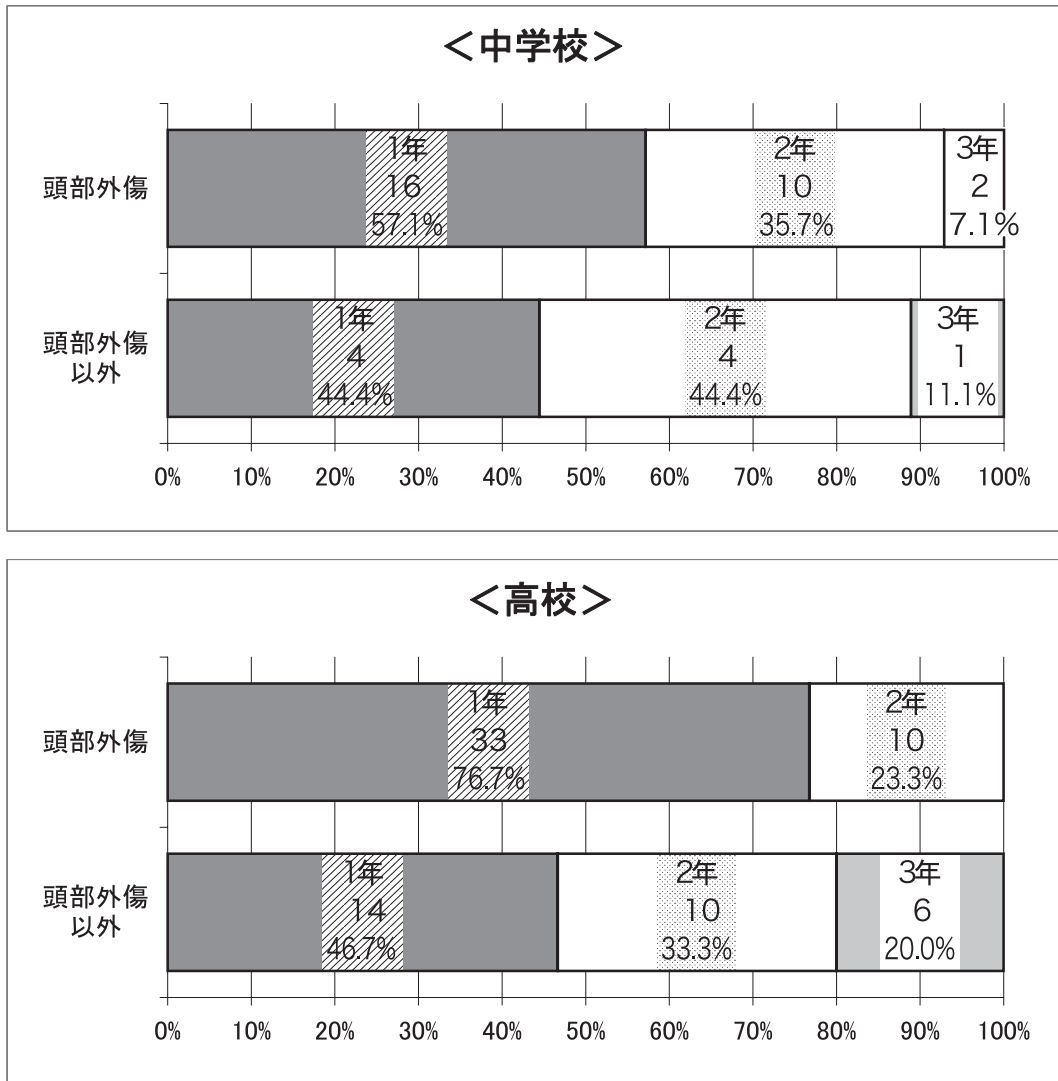
図表 6 柔道における死亡事故 110 件の活動内容（体育／部活動）別内訳（1983 - 2009）



図表 7 柔道における死亡事故 110 件の男女別内訳（1983 - 2009）



図表 8 柔道における死亡事故 110 件の死亡に至る経緯別内訳（1983 - 2009）



図表9 「頭部外傷」と「頭部外傷以外」の学年別件数・割合

最後に、近年の医学的知見をもとに、学校現場で踏まえておくべき留意点を2つあげておきたい。

一つが、頭部外傷後の競技復帰である。脳震盪の研究がここ十年急速に発展するなかで指摘されるようになってきたのが、「セカンド・インパクト」の危険である。「セカンド・インパクト」とは、頭部への衝撃で脳震盪が起きたとき、その後短期間に頭部に2度目の衝撃が加わることで重篤な症状が引き起こされることを指す。そうしたことから、国際スポーツ脳震盪学会では、受傷当日の競技復帰は軽度の脳震盪であっても原則許していない（川又・片山 2010）。頭部外傷への対策を早くからとってきたラグビー界を例にとってみると、IRB (International Rugby Board)⁵の「競技に関する規定 (Regulations relating to the Game)」(International Rugby Board 2010)には、脳震盪に関する医療的事項として、「脳震盪を起こしたプレイヤーは、事故の時点から少なくとも3週間はいかなる試合にも練習にも参加してはならない」ことが明記されて

いる。

なお急性硬膜下血腫に関していうと、競技時に急性硬膜下血腫を一度起こした場合には、「例外なく、引退するように説明している。血腫が吸収されMRIで異常所見がみられなくなったとしても復帰は許可していない」（川又・片山 2009）という見解がある。学校現場には、脳震盪や急性硬膜下血腫を発症した後の競技復帰については、十分に注意深い対応が求められる。

頭部外傷について学校現場で踏まえておくべき留意点の2つ目は、頭部を直接打ちつけなくても重症になりうるということである。日本臨床スポーツ医学会の「スポーツ現場へ——頭部外傷10か条の提言」には、「脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがある。従って、頭を打ったかどうか判らないような場合や、一見大きな衝撃がなかったと思われる場合にも、重症脳損傷が見られる」（日本臨床スポーツ医学会学術委員会脳神経外科部会 2005）と注意喚起されている。

頭を直接打っていないとしても、頭部に対する揺さぶり、いわゆる「回転運動」によって、頭蓋骨と脳との間にずれができて損傷が生じる（これを「加速度損傷」（野地 2008）という）こともある。「頭を打っていないから大丈夫」と即断してはならない。

「医学的知見」というと難解に聞こえるが、現実の場面で注意すべきことは決して難解なことではない。脳震盪直後の競技復帰がもつ危険性、そして「頭を打っていないから問題ない」という判断の危険性は、いまずぐにでも学習・理解できる事項である。命に関わることであるだけに、教育界は新しい医療的知見に積極的に目を向けていくべきである。

4 結語

全柔連の医科学委員会副委員長である二村雄次は、柔道事故に関して「これは必ず専門家を入れて死亡原因を究明しないとイケない。そうしない限り予防対策は立てられない」との立場から、「死亡事例からフィードバックしての指導法」の重要性を説く（丹羽・二村・増田・松原 2010：86）。

これまで、柔道事故は数多く発生してきた。しかしそれらは長らく放置され、個々人の不運として片付けられてきた。死亡事故を防ぐには、まずもって死亡事故の研究が不可欠である。事故が二度と起きないようにするためには、事故の詳細な情報が専門家間で共有される必要がある。柔道では頭部外傷による死亡が目立つことから、とりわけ医療の分野において柔道事故が分析されることと、そこから得られた知見が学校現場や道場に周知徹底されることが、急務である。もちろん、医療関係者だけが奮起していても、事態はなかなか改善されない。柔道界、医学界、教育界が柔道事故の実態と防止策に真剣に向き合うことで、事故を一つひとつ確実に減らしていかなければならない。

2010 年は、柔道事故防止の元年となった。しかし、最後に付記しなければならないのは、事故防止の取り組みがかたちになりつつあるいっぽう、2010 年、学校管理下に限定しても 10 月の時点ですでに 4 名の生徒が命を落としているということである。5 月に大分県で高校 3 年生が、7 月に静岡県で中学 1 年生が、そして地域は不明であるが同じく 7 月に中学 3 年生がいずれも頭部外傷で死亡している。また同じく 7 月に千葉県で高校 1 年生が、熱中症で死亡している。2009 年度が 4 名、2010 年度が（10 月まで）4 名と、学校での柔道による死亡事故が相次いでいる。

柔道事故対策は、まだスタートラインに立ったばかりである。現在、学校現場で柔道事故に対する危機意識が十分に広がっているとは、言い難い。死亡事故は毎年のように発生している。死亡事故から学び、事故対策へと反映させていくことが、何よりも求められて

いる。

注

- 1 ただし今回の依頼は、柔道事故に対する注意喚起のレベルにとどまっている。注意喚起にとどまらない、具体的なかつ実効性ある対策につながるような提言が求められる。
- 2 平成 13 年版には平成 11・12（1999・2000）年度の事例が、平成 16 年版には平成 14・15（2002・2003）年度の事例が掲載されている。平成 15 年版は発行がない。
- 3 過去の文献名ならびに発行主体は今日とは若干異なっている。また、文献数は 24 冊だが記載事例は昭和 58（1983）年度分から平成 20（2008）年度分までの計 26 年度分になる。
- 4 中学 1 年生はその多くが字義どおり初心者であると考えられるものの、高校 1 年生については中学校段階から継続的に柔道を続けている者もいると想定される。ただし中高いずれにおいても各学校段階でみたときに、2・3 年生に比べれば 1 年生は相対的に初級者であり、本研究ではその意味を含めて 1 年生を「初心者」と表現することとした。
- 5 1886 年、アイルランドのダブリンを本部に設立される。世界各地のラグビー・ユニオンを統括し、法制定・改正を主導する。ラグビーワールドカップを主催する。

参 考 文 献

- 原田豊、2003、「根拠に基づく犯罪予防（1）」『警察学論集』57（1）：188-207.
- International Rugby Board, 2010, *Regulations relating to the Game*. (<http://www.irb.com/lawregulations/regulations/index.html> [最終アクセス日：2010 年 10 月 23 日])
- 川又達朗・片山容一、2009、「スポーツと脳振盪——脳振盪はなぜ予防しなくてはいけないのか」『脳外誌』18（9）：666-673.
- 、2010、「脳震盪とは」『臨床スポーツ医学』27（3）：253-261.
- 文部科学省、2008a、「教育基本法の改正に対応した学習指導要領案の主な改訂点」。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/news/080216/008.pdf [最終アクセス日：2010 年 10 月 23 日])
- 、2008b、『中学校学習指導要領解説 保健体育編』。
- 日本臨床スポーツ医学会学術委員会脳神経外科部会、2005、「スポーツ現場へ——頭部外傷 10 か条の提言」『日本臨床スポーツ医学会誌』13：249.
- 丹羽権平・二村雄次・増田俊也・松原隆一郎、2010、「柔道事故問題の本質と、寝技のスズメ」『ゴング格闘技』2010 年 8 月号：84-89.
- 野地雅人、2008、「脳損傷」『臨床スポーツ医学』25（4）：319-329.
- 津富宏、2000、「EBP（エビデンス・ベースト・プラクティス）への道——根拠に基づいた実務を行うために」『犯罪と非行』124：67-99.
- 内田良、2010a、「柔道事故——武道の必修化は何をもたらしのか（学校安全の死角（4）」『愛知教育大学研究報告（教育科学編）』59：131-141.
- 、2010b、「学校安全の死角① 幅広い視野から学校安全をとらえ直す」『月刊高校教育』2010 年 4 月号：82-85.
- 全国柔道事故被害者の会、2010、「設立趣旨」(<http://judojiko.net/> [最終アクセス日 2010 年 10 月 23 日])